

資料6-d 新地域コミュニティ施設の諸室等機能要件一覧

	室名	面積 (㎡) 目安	用途	要求水準
新地区市民センター	⑤② 事務所	180 ㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・地区市民センター職員の執務室及び来庁者窓口として使用する。 ・地区市民センター職員が6～7名常時勤務。 ・まちづくり拠点施設職員の執務室及び来庁者窓口として使用する。 (平日午前8時30分から午後5時15分まで) ・まちづくり拠点施設職員が2名常時勤務。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所及び郵便局は近接(可能な限り横並び)する同一空間とする。 ・レイアウト変更が容易にできるよう、0Aフロアとする。 ・執務スペースは効率的な動線を確保する。(棚の配置も含む) ・広告付き行政情報ディスプレイ(天吊り型)を設置可とする。(市が別途設置) ・職員が利用する給湯コーナーを設置する。 ・給湯コーナーには、ガスを使用する一切の設備の設置は不要とする。(給湯は、市が別途備品で対応する) ・停電時も、照明、事務機器が稼働すること。なお、空調についても稼働することが好ましい。
	⑤③ 書庫	10 ㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・職員が書類を保管する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・提案による
	⑤④ ロッカールーム	提案による	<ul style="list-style-type: none"> ・職員が使用するロッカールームとして使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1人用(幅31.8cm×奥行51.5cm×高さ179cm程度)を想定
新大山田まちづくり拠点施設	⑤⑤ 時間外・休日専用窓口	提案による	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり拠点施設の貸室①②の平日午前8時30分から午後5時15分以外の利用に際して対応するための専用窓口として使用する。 ・1名勤務 ・平日午前8時30分から午後5時15分の間は、職員が会議室として使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物出入口付近といった来庁者から視認されやすい位置に設置する。 ・時間外・休日専用の窓口であるため、可能な限り省スペースとする。
	⑤⑥ 貸室①	500 ㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・来庁者の貸室として使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・分割利用が可能となるよう可動式の仕切り壁を設置する。 ・分割の区分は提案によるものとする。10名程度での利用が多いことを考慮し、また、可能な限り、同時間帯で複数の利用があったときに対応できるようにする。 ・仕切り壁は、分割利用時に十分な遮音性を確保し、かつ職員が1人で操作することが可能なものとする。 ・全面で利用する際に使用する長机、椅子を格納できる倉庫を設置する。 ・スクリーン、吊り下げ式プロジェクターは、分割利用の際に、片端に位置する部分に設置する。 ・停電時も、照明、空調機器等が稼働すること。
	⑤⑦ 貸室②日本間(二間)	45 ㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・来庁者の貸室として使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・停電時も、照明、空調機器等が稼働すること。
	⑤⑧ ⑤⑨ 湯沸室	提案による	<ul style="list-style-type: none"> ・来庁者(主に貸室②利用者)及び施設職員が給水等を行う場所として使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・貸室①と貸室②が別フロアとなる場合には、それぞれのフロアに湯沸室を設置する。
その他のスペース	⑥⑩ 授乳室	提案による	<ul style="list-style-type: none"> ・来庁者が授乳室として使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・提案による
	⑥⑪ マルチコピー機設置スペース	提案による	<ul style="list-style-type: none"> ・マルチコピー機(マイナンバーカード対応証明書交付キオスク端末)を設置するスペースとして使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・提案による

	室名	面積 (㎡) 目安	用途	要求水準
	⑥② 倉庫	提案による	・主に避難所開設時に使用する防災備品を収納する倉庫として使用する。	・停電時も、照明が稼働すること。
	⑥③ 印刷室	提案による	・地域住民等が資料等を印刷するスペースとして使用する。	・提案による
	⑥④ エントランスホール (談話スペース・市民PRコーナー含む)	提案による	・来庁者が気軽に交流できる談話スペース・休憩コーナーや、まちづくり拠点施設の利用団体等の作品展示スペース、消防本部の防災情報の展示スペースとして使用する。	・停電時も、照明、空調機器等が稼働すること。
	⑥⑤ トイレ	提案による	—	・提案による
	⑥⑥ 廊下	提案による	—	・提案による
	⑥⑦ 階段	提案による	—	・提案による
	⑥⑧ エレベーター	提案による	—	・提案による
	⑥⑨ 電気室	提案による	—	・提案による
	⑦⑩ 機械室	提案による	—	・提案による
	⑦⑪ 非常用発電設備	提案による	—	・提案による

・面積は、あくまで目安である。